

～高校生の保護者のみなさまへ～

保護者等の変更 について、ご連絡は お済みですか？



- 下記の日付以降に、保護者等の減少・増加・変更が発生している場合は、速やかに学校事務室までご連絡をお願いいたします。

- ・ **1年生** 令和7年4月2日以降
- ・ **2～4年生** 令和6年7月2日以降

※「保護者等の減少・増加・変更」については、ウラ面に説明がありますのでご参照ください。

- ご連絡いただいた後、就学支援金のお手続きや書類のご記入・ご提出をお願いする場合があります。

【ご連絡先】大阪府立野崎高等学校 事務室

TEL：072-874-0911 ※平日8時30分～17時まで



Q. なぜ学校事務室へ連絡する必要があるの？

A. 高等学校等就学支援金を受給されている場合は、保護者等が変更した後も**引き続き受給できるかを再審査する必要があるためです。**

また、受給されていない場合も、保護者等の変更に伴い就学支援金の対象となる可能性があるため、必ずご報告ください。

詳細はウラ面へ！

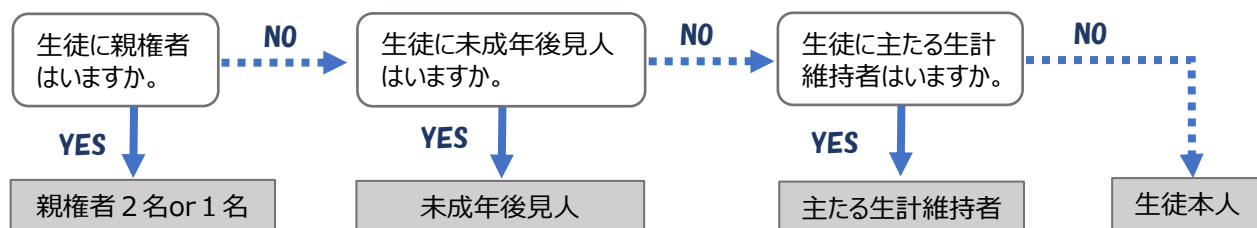


🔍 「高等学校等就学支援金」とは？

高校の授業料を国が生徒に代わって負担する、返済不要の制度です。保護者等（※）全員分の住民税を基にした基準額で判定されます。

申請を行い、認定された場合は、期間中の授業料が無償となります。

※就学支援金の支給額の判断基準となる者について



🔍 「保護者等の減少・増加・変更」とは？

減少	離婚や死別等により、保護者が2名から1名に減少した場合。
増加	養子縁組や実親同士の間婚等により、保護者が1名から2名に増加した場合。
変更	親権の移動、未成年後見人の選出、扶養状況が変わった等により、保護者が変更した場合。

🔍 「高等学校等就学支援金」7月の手続きは？

令和7年7月1日時点の保護者等全員分の、令和7年度の住民税額を基に審査いたします。審査のために、7月中にインターネットでのお手続き又は書類のご記入・ご提出をしていただきます。必要な手続きについては、後日学校事務室よりお知らせいたします。審査結果は、9月～10月頃に、紙で通知いたします。

【就学支援金制度について】

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

◎大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>



学校からのお知らせ

該当する事由が発生した場合は、就学支援金の審査に影響するため、速やかに事務室にご相談いただきますよう、お願いします。

【ご連絡先】野崎高等学校 [TEL: 072-874-0911](tel:072-874-0911) 平日8時30分～17時